主題5 福島事故から学ぶ(2)

止めて 冷やして 閉じ込める (事故後の安全対策とリスク)

5. 福島事故から学ぶ(2)

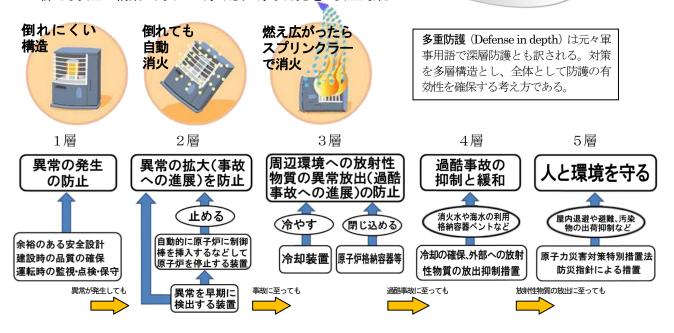
一止めて冷やして閉じ込める(事故後の安全対策とリスク)ー

どうして?

事故後の安全対策を学習し、原子力発電のリスクとは何か、どのように付き合ったらいいのか、考えてみよう。

1. 新たな安全の構築に向けて(事故後の原子力発電の安全対策)

リスクを受け入れ ることは可能か、 納得できる水準はどこか、 考えてみよう。



原子力発電所の安全目標は、放射線の有害な影響から人と環境を守ることである。これを達成するため、 **多重防護**の考えに基づく安全対策がとられている。

福島第一原子力発電所の事故では、4層目までの備えが破られ、5層目の対策が実施されるに至った。

この反省から、新たな規制組織として原子力規制委員会が発足し、原子力発電所に対する新しい規制基準や原子力災害対策指針が定められ、現在、様々な安全対策が進められている。

?

事故原因等について、調査組織ごとに 異なる視点から調査が行われ、結果が 公表されている。余裕があれば、目を 通してみよう。

【主な調査例】

- ・東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 (内閣官房に設置された政府の委員会)
- ・国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国政調査権に基づき国会に設置された委員会)
- ・福島原発事故独立検証委員会(民間の自主的な組織による)
- •福島原子力事故調査報告書(東京電力㈱)

<新規制基準への対応>

◇1~3層目の対応(規制内容が強化された)



津波防護壁の設置 (津波を発電所構内に) 侵入させない。



建屋への防潮扉の設置 津波が侵入しても 安全機器を守る。

出所:原子力規制委員会資料



高台への可搬式電源車配備 地震や津波の影響を受けない予備 の電源で、冷やして閉じ込める。

◇4層目の対応(新設。前は事業者による自主的な取り組み) 過酷事故の影響を抑制し緩和する。



可搬式ポンプの配備と訓練 海水などを水源に、 原子炉へ注水する。



泡放水砲 放射性物質の周辺への 拡散を抑制する。 出所:原子力規制委員会資料及び関西電力(株HP 資料



放射性物質を

ベント

フィルタで取り除き、格納容器圧力を下 げて、格納容器が損傷するのを防ぐ。

新規制基準や原子力災害対策指針

の適合に向けた各電力会社及び自 治体の取り組みを、それぞれのホ ームページ等で調べてみよう。

<原子力災害対策指針への対応(5層目)>

原子力防災対策が大幅に見直された。防災対策を準備 する地域が拡大され、より広範な地域で防災計画の作成 が進められている。

【これまで】 【見直し後】 FP7 8~10km PAZ EPZ:原子力 防災対策を重点 概ね30km 概ね5km (めやす) 的に充実すべき地域。 (めやす) オフサイトセンター: **UPZ** 現地対策本部が置かれるところ。 海 事故での課題を踏まえて適切なと ころに再設置。

PAZ: 予防的防護措置を 準備する区域

> 放射性物質放出前に、直ちに 避難を実施するなどの予防的 措置を準備

UPZ:緊急時防護措置を 準備する地域

> 避難、屋内退避、安定ヨウ素剤 の予防服用等の措置を準備

2. 安全目標と事故のリスク

原子力規制委員会の安全目標(H25.4.10)

①事故の発生頻度

- ・炉心が損傷する程度の事故を「1万年に1回」
- 放射性物質の放出を抑えられるとしても格納容器の 機能が喪失する程度の事故を「10万年に1回」
- ・放射性物質の放出が抑えられない事故を「100万年 に1回1

②放射性物質の抑制目標

・事故時の Cs137 の放出量が 100TBq を超えるような 事故の発生頻度は、100 万炉年に1回程度を超えな いように抑制されるべきである。 (テロ等によるものを除く)

再稼働が認められた原子力発電プラントには、安全目標 を達成していることの確認が義務づけられる。すなわち、 規制基準をクリアしても「事故のリスクは残る」。

新規制基準に基づく対 残留 人々による受け リスク 入れリスクの幅 リスク

※受け入れリスクは、人によって、国に よって、時代によって変わる。



- ・安全対策をもとに、原子力発電の安全性 について、自分の考えをまとめてみよう。
- 安全とは、事故のリスクをゼロにするこ となのか、ゼロに近づけることなのか、 考えてみよう。

主題5「福島事故から学ぶ(2)(止めて冷やして閉じ込める(事故後の安全対策とリスク))」の学習展開

授業のねらい:原子力発電所では多重防護の考えに基づく多層構造の安全対策がとられてきたこと、福島事故の 教訓を踏まえて、事故のリスクを低減するため、新規制基準や原子力災害対策指針によって各層の対策の強 化が図られていることを知る。しかし、リスクを小さくすることはできても、ゼロにすることは不可能であ る。リスクのこの一般的性質を踏まえて、リスクとの付き合い方について向き合い、自分自身の言葉で簡潔 に伝えられる。

所要時間: 3時間 (1-3を通して)

学習の展開(2)

学習項目と内容	学習のポイント	教師用資料・WS との 関連等
<問いかけ> 事故後の安全対策を学習し、 原子力発電のリスクとは何か、 どのように付き合ったらいいの か、考えてみよう。	原子力利用の安全目標は、放射線の有害な影響から人と環境を守ることである。放射線による悪影響の可能性(リスク)を低減し事故を防止するため、多重防護と呼ばれる多層構造の安全対策がとられている。福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさないために、新規制基準によって各層の対策は強化された。しかし、それでもリスクをゼロとすることは不可能である。すべての人間活動はリスクを伴うことを踏まえて、リスク	リスクの定義、リスク観 については主題 4 の資料 参照
1. 新たな安全の構築に向けて (事故後の原子力発電の安全 対策)	とどのように付き合うか、生徒自身に考えさせる。 原子力発電所の安全対策は多層構造の多重防護 の考え方に基づいていること、各層の対策が不十 分であったこと踏まえて、事故を教訓に新たな規 制組織のもとに新規制基準がつくられ、各原子力 施設及び周辺自治体において対策が進められてい ることを押さえる。	時系列表「福島第一原子 力発電所事故後の関連動 向」
多重防護	・原子炉の状態に対する防護層(事故の防止、事故が起こった場合の緩和、放射性物質放出時の影響を最小化する緊急時計画)であり、物理的な多重化(ポンプを複数にするなど)とは異なることに注意する。 〈質問1〉 ・事故原因等について、調査組織ごとに異なる視点から調査が行われ、結果が公表されている。余裕があれば、目を通してみよう。 一各報告書で提示された課題については、原子力規制委員会が調査を進め、結果を公表しているものがあるので、必要に応じ確認する必要がある。	教師用 Q1-3 WS1「原子力発電の安全 とリスク」
新規制基準への対応	・前の時間に確認した原因に対してどのように規制 制基準が強化され、各発電所で対策が進められ	教師用 Q4
原子力災害対策指針の対応	ているかを確認する。 ・原子力災害対策指針が制定され、防災対策を準備する地域が拡大されたこと、それに合わせて該当地域において防災計画の作成が進められていることを押さえる。	教師用 Q5

学習項目と内容	学習のポイント	教師用資料・WS との 関連等
	<質問2> ・新規制基準や原子力災害対策指針の適合に向けた各電力会社及び自治体の取り組みを、それぞれのホームページ等で調べてみよう。	
2. 安全目標と事故のリスク	原子力規制委員会から海外の目標も参考にして、規制が目指す明示的な安全目標として提示されていることを確認する。合わせて、どんな安全対策を施しても事故リスクが残ることを通して、リスクとの付き合い方について考えさせる。 ・リスクは、ゼロにはできないこと、ある目的のためにリスクを下げると別のリスクが増える(トレードオフ)ことを伝える。 ・リスクは分かりにくい概念なので、身近な例に置き換えて考えさせるとよい。	教師用 Q6 WS2「どちらが危険(信 号機付き横断歩道の横 断)」
<まとめ> ・安全対策をもとに、原子力発電の安全性について、自分の考えをまとめてみよう。 ・安全とは、事故のリスクをゼロにすることなのか、ゼロに近づけることなのか、考えてみよう。	対策の状況や原子力規制委員会が提示している 安全目標をもとに、納得できる安全水準(How safe is safe enough?) について考えてみる。 ・具体的な安全対策を提案させたり、安全目標を 考えさせたりして、安全性に対するそれぞれの 考えを、自分の言葉で具体的に表現させる。 ・上述の安全性に対する考えを相互に比較したり、 リスクの観点から順位付けをしたりして、話し 合ってみよう。	

ワークシート1:原子力発電の安全とリスク

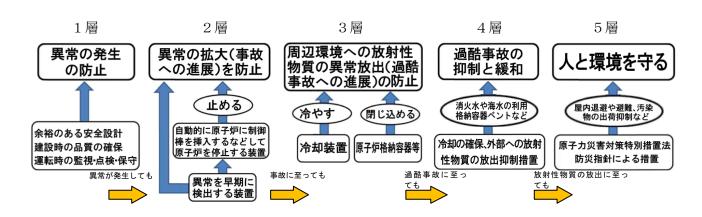
次の空欄に適切な言葉を記入し、原子力発電の安全とリスクについて考えてみよう。

1. 原子力発電の安全目標

原子力発電の安全目標とは、放射線の有害な影響から、
を守ることである。すなわち、原子力発電所の利用には、
「電力の供給に貢献する」というプラス面がある一方で、
「放射線の有害な影響が生じる可能性(放射線事故の)が伴う」
というマイナス面がある。

2. 安全対策の考え方

次の図は、上述の安全目標の達成に向けて、原子力発電でとられている安全対策の考え方を示したものである。福島第一原子力発電所の事故後、新しい規制基準や原子力災害対策指針が定められ、それぞれの層で対策の強化が図られている。



この、対策を多層構造とし、全体として防護の有効性を確保する考え方は、

ワークシート2:どちらが危険(信号機付き横断歩道の横断)



4つのケース (①~④)

		横断前左右確認	
		有	無
信号機 の表示	青	1	2
	赤	3	4

1. 4つのケース(①~④)について、考えてみよう

設問	答え	理由
絶対、事故にあうことがない のは、どのケースだろう?	なし	
必ず事故にあうのは、どのケ ースだろう?	なし	
事故にあうかもしれないケースについて、事故にあいに くいものから、あいやすいも のへ並べてみよう。	①→②→③→④ または ①→③→②→④	②と③の順番には、いろんなことが影響するので状況による。 横断歩道左右の見通しがかなり影響するので見通しの悪い所には予告信号機が設置される。 天候(雨風)、時間帯(たそがれ時)、運転手(考え事や電話)や車(タイヤが摩耗)の状態、横断者の脚力(速く歩けない)や服装(見えにくい)などによって、信号機が青であっても、左右の確認をしていても、事故にあう恐れはある。 事故統計をとれば(状況を分類して)、交差点ごとに、その危険性(いつ、どのような状況のときに、どんな事故が多いなど)がある程度わかる。

<横断歩道を渡るときのリスクについて、さらに考えてみよう>

次のケースを、事故にあいにくい(リスク小)と思うものから、あいやすい(リスク大)と思うものへと順番に並べてみよう。また、そのように考えた理由も記述しよう。

- ① 知らない大人の後をついて渡る
- ② 父親または母親の後をついて渡る
- ③ 大勢の同級生の後をついて渡る
- ④ 親しい友人の後をついて渡る

リスクの順番(小→大)	
そのように考えた理由**	このケースでは後をついて行く人たちへの信頼が関係する。 交差点でのその他のリスク要因は全く変わらなくても、信頼を おく人と一緒の場合は、無警戒で後をついて行くことが多い。 知らない人が実は非番の模範交通警察官であったとしても、そ の事実を知らない限りにおいては、両親の方がより安心して判 断を任せられる存在である。

※ 主題4放射線(2)の「ワークシート2:日本人の死亡リスクを比較してみよう」 の別表「感覚的なリスクと客観的なリスクの差の要因」を参照しよう

2. 残るリスク

<リスクの低減対策>

横断歩道があって、そこを人と車が通行すると、交通事故が発生する可能性(リスク)がある。しかし、リスクは適切な対策によって減らすことができる。

横断歩道や交差点での交通事故を減らすためにとられている対策を、ハードとソフトに 分けてあげてみよう。

ハード:信号機の設置、予告信号機や予告表示の設置、道に段差、信号待ちスペースの確保、など

ソフト:交通監視員、歩車分離の信号、監視カメラ、警察の巡回、交通安全運動、罰則強 化など

<残るリスクをどう考える>

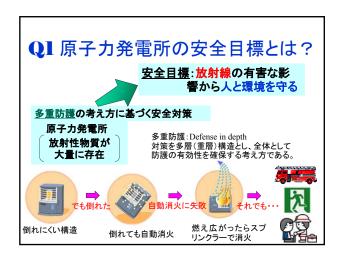
交通事故があるからといって廃止すれば困る人がいる。逆に無理やり横断することによって危険が増加する。離れたところの横断歩道を利用するにしても、リスクがそこに移っただけのことだ。費用をかけて横断陸橋をつくれば、それを利用する限り事故はほぼなくなる。しかし、陸橋からの転落や陸橋倒壊による事故など、可能性は非常に小さいが形を変えたリスクが残る。また、面倒だからと車道を歩く人のリスクはなくならない。

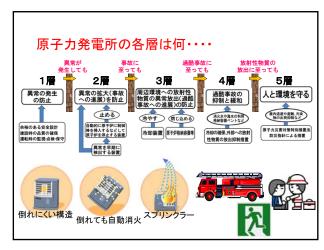
ある横断歩道での事故は、徹底的に対策によってほぼなくすことができる。しかし、人々 が道を横断する限り、事故の可能性(リスク)がなくなったとは言えない。

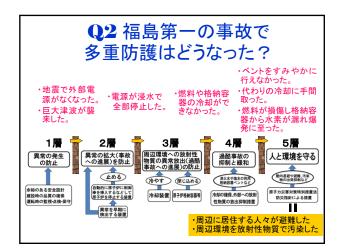
このように、横断歩道をみても、様々な側面(交通量、道幅、見通しなど)が存在し、 それらを考慮して設置されていることがわかる。

ここまでの学習を通して、リスクについて「気づいたこと」や「考えたこと」、リスクの 視点で原子力発電をみることによって「気づいたこと」や「考えたこと」を、以下に記入 」よう

しよう。
リスクについて「気づいたこと」や「考えたこと」
リスクの視点で原子力発電をみることによって「気づいたこと」や「考えたこと」



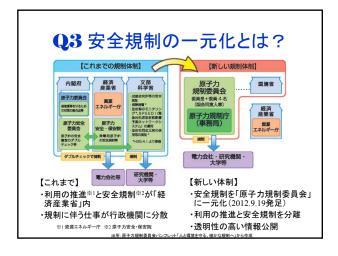




多重防護の考え方でよいの・・・・ 事故を踏まえて次の改善がなされた これまでの安全規制への主な指摘 法律を改正※1 ・過酷事故も国が規制 過酷事故対策(事業者の自主対応)が不十分 だった一国会事故調 ・最新規制基準への適 建設済みの発電所に基準をさかのぼって適用 する法的仕組みがなかった - 国会事故調 合を法律で義務付け ・安全規制を一元化 積極的に海外の最新の知見を導入してこなかった。一国会事故調 新規制基準※2を制定 地震・津波などの自然現象に対する総合的なリスク評価をしていなかった一政府事故調 ・多重防護の徹底 自然現象などへの対 ・規制や法律が分散していた一国会事故調 策の強化

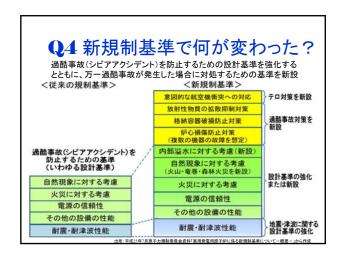
※1 過酷事故、最新規制基準への適合等は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法) 2012.6.27改正」、安全規制の一元化は、「原子力規制委員会設置法2012.6.27制定」による。※2 原子力施設の安全確保に求められる要件を定めたもの、実用原子炉については2013.7.8施行

出所·平成25年7月原子力提剌委員会資料「室用參當用原子师!:係る新提剌基準!

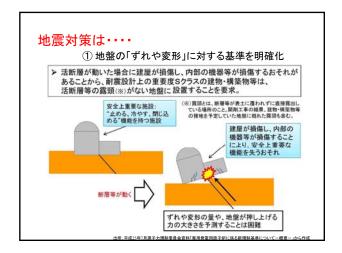


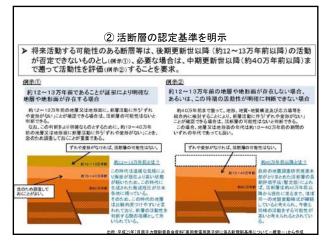
原子力規制委員会ってどんな組織・・・・

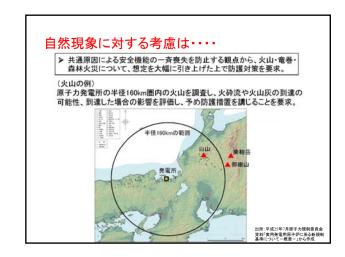
- 委員長と委員(4名) ※1で構成。
 - 一衆参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命。
- 国家行政組織法3条に規定する組織で、 環境省の外局※2として置かれる。
 - 公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会といった3条委員会の仲間。予算や人事面で省府から独立しているので、行政機関として独立性が強いと言われる。
 - 事務局として原子力規制庁が置かれる。規制庁勤務の職員に は出身省府との独立性の観点から、出身省府に復帰させない 「ノーリターン・ルール」が採用される。
 - ※1 委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子カ利用における安全の確 保に関して専門的知識及び経験並びに高い議見を有する者のうちから、 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
 - 岡磯眺が川市をです、「内閣を基入た川が正即する。 ※2 国の行政機関のうち、内閣府や省の下部機関として位置づけられる組織。 庁と委員会に分けられる。一定の独立性が必要な場合や事務量が膨大 な場合に設けられる。厚生労働省の中央労働委員会、総務省の消防庁、 国土交通省の海上保安庁などがある。

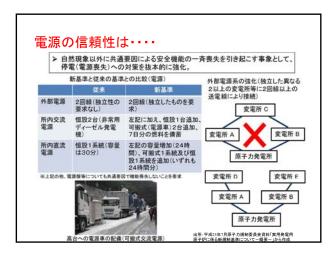


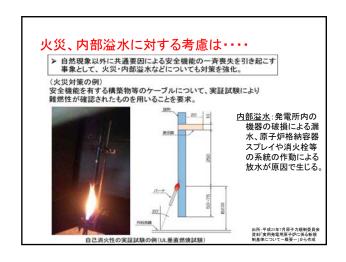


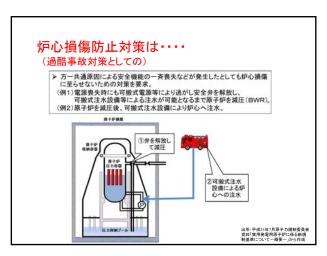


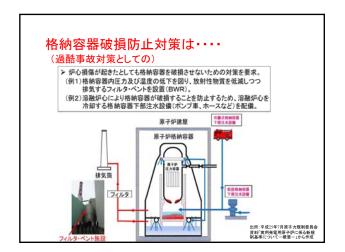




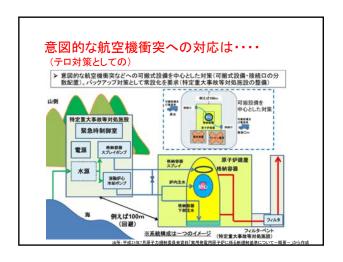


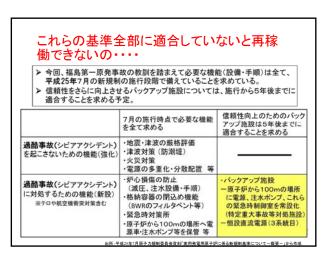












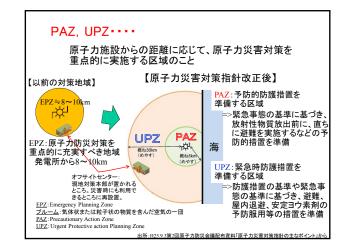
Q5 原子力防災体制はどう変わった?

【主な経緯】

時 期	内 容
2012年9月	原子力規制委員会設置。原子力災害対策特別措置法なども改正。 一内閣に「原子力防災会議」※を設置。原子力緊急事態宣言をしたとき は臨時に原子力災害対策本部となる。
2012年10月	原子力災害対策指針策定。防災対策に係る専門的・技術的内容を記載。原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)を設定。
2013年2月	指針改定。EAL、OILの設定。
2013 年6 月	指針改定。緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤 の事前配布の方法等を具体化。
2013 年9 月	指針改定。7月に新規制基準施行、それに伴い、EAL、OILの枠組み を新規制基準を踏まえたものに改定。

※議長は内閣総理大臣、原子力規制委員会委員長は複数の副議長の

PAZ(Precautionary Action Zone):予防的防護措置を準備する区域: 概ね5 km UPZ(Urgent Protective action Planning Zone): 緊急防護措置を準備する区域: 概ね5 km UPZ(Urgent Protective action Planning Zone): 緊急防護措置を準備する区域: 概ね30 km EAL (Emergency Action Level): 原子力施設の状況に基づく緊急事態の判断基準 OIL(Operational Intervention Level): 施設外の放射線量率等に基づく住民防護措置の実施を判断する基準



EAL. OIL····

EAL: 原子力施設の状況に基づく緊急事態の判断基準、 緊急事態の深刻さに応じて、3段階に区分される。

緊急事態区分	主なEAL(緊急事態の判断基準)
警戒区分	・原子力施設立地道府県において展度6弱以上の地震 ・原子力施設立地道府県において大津波警報
施設敷地 緊急事態	・原子炉冷却材の漏えい ・全ての交流電源喪失(5分以上継続) ・原子炉停止中に全ての原子炉冷却機能喪失
全面 緊急事態	・全ての非常用 直流電源喪失 (5分以上継続) ・非常停止の必要時に全ての 原子炉停止機能喪失 ・敷地境界の空間放射線量率が5µSv/h(10分以上継続)

出所:H25.9.3第2回原子力防災会議配布資料「原子力災害対策指針の主なポイント」から

OIL: 施設外の放射線量率等に基づく住民防護措置 の実施を判断する基準

種類	OIL	初期設定値※	防護措置の概要
緊急	避難基準	500μSv/h	数時間内目途に区域を特定し、避難。
防護措置	除染基準	β線:40,000cpm	避難者等をスクリーニングし、基準を 超える場合に除染。
早期 防護措置	一時移転 基準	20μSv/h	1日内目途に区域の特定等を行い、 1週間内目途に一時移転。
飲食物摂取制限	飲食物に係 るスクリーニ ング基準	0.5μSv/h	数日内目途に飲食物中の放射性核 種濃度の測定区域を特定。
	飲食物摂取制限基準	放射性ヨウ素 放射性セシウ ム などに設定	1週間内目途に飲食物中の放射性核 種濃度の測定等を行い、基準を超え るものについて摂取制限。

※緊急事態当初に用いる値。地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合は改定。

出所:原子力災害対策指針から作用

緊急事態区分とEAL・OILの関係 国は、施設の状態をEALと、放射線モニタリング結果をOILと照合し、 住民防護措置の準備・実施を指示。 要接護者の避難準備! ②施設敷地緊急事態(原災法10条) 要援護者の避難準備! 住民の避難準備! 全面緊急事態(原災法15条) 住民の避難準備 除染基準 体表面除染 -時移転基準 出所:H25.9.3第2回原子力防災会議配布資料 「原子力災害対策指針の主なポイント」から



Q6 規制が目指す安全目標は?

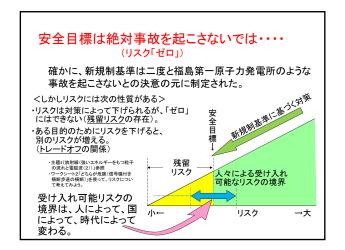
安全規制によって達成を目指す明示的な目標として、 原子力規制委員会が決定

事故の発生頻度(確率)

- ・炉心損傷頻度:1万年に1回 ・格納容器機能損失頻度:10万年に1回
- ·放射性物質放出事故頻度:100万年に1回

放射性物質の抑制目標 ・事故時のCs137の放出量が100TBq*を超えるような事 故の発生頻度は100万炉年に1回程度を越えないように抑制されるべきである(テロ等によるものを除く)。

すなわち、基準や目標を達成したと しても、事故発生のリスクは残る

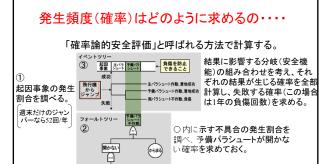


海外の目標はどうなっているの・・・・

多くの国が、炉心損傷頻度、大規模放出頻度 などを定めている。

<炉心損傷頻度の例>

	頻度	備考
米国	1万年に1回	既存·新設炉両方
イギリス	1万年に1回 10万年に1回	限度(法的限度ではない) 目標
フランス	10万年に1回	限度
ロシア	10万年に1回	
韓国	1万年に1回 10万年に1回	既存炉 新設炉
IAEA (国際原子力機関)	1万年に1回 10万年に1回	既存炉 新設炉
日本	1万年に1回	



実際の解析では、原子カプラ ントにとって望ましくない起因 事象ごとに実施する。

自動開放 装置故障

電池切れ

高度計不良

関き網破損